

伊東市告示第203号

送達を受けるべき者の住所（居所）不明により送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

令和8年9月4日

伊東市長 杉本 憲也

1 送達すべき書類

令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書

令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名等

徳留 大輔 外 7人（別紙のとおり）

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

なお、当該書類は伊東市役所総務部課税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

(別紙) 送達すべき書類

令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書

氏名
岩城 麟

令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書

氏名
徳留 大輔
石川 一
CHEN YEN YU
LIN LIANG YING
田畑 銀河
岩城 麟
NEUPANE PARAJULI NIRMALA
永野 皇哉